

<資料 1 >

平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業公募要項

本事業は、重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、地域の重症心身障害児者支援の中核となる医療型障害児入所施設等に医療、福祉、教育等の各分野をコーディネートする者を配置し、関係する分野と協働による支援体制を構築すること等により、総合的な地域支援体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的としている。

このことから、2で定める事業の実施に要する経費の助成を行うこととしているので、以下の事項に留意の上、応募されたい。

1 実施主体（応募主体）

地方公共団体又は法人格を有する団体（以下「団体」という。）

2 対象事業

対象事業は、以下のとおりとし、（1）から（4）の全ての事業を行うものとする。

（1）重症心身障害児者地域生活モデル協議会の設置

重症心身障害児者支援の中核となる医療型障害児入所施設等に医療、福祉、教育等の各分野をコーディネートする地域生活支援コーディネーターを配置するとともに、当事者、行政、医療、福祉、教育等の関係機関で構成される協議会を設置し、①地域における重症心身障害児者の実態把握、②重症心身障害児者の地域資源の評価、③重症心身障害児者の必要な支援体制（（2）及び（3）を含む。）の構築及びその運営評価、改善等を行う。

（2）重症心身障害児者やその家族に対する支援

地域の重症心身障害児者やその家族への助言・指導及び支援（きょうだい支援を含む）等を行う。

（3）地域における支援機能の向上

地域の医療機関、障害福祉サービス事業所、保育所や学校等における重症心身障害児者及びその家族に対する支援技術等の専門研修又は実地指導等を行う。

（4）地域住民に対する啓発

地域住民に対し、重症心身障害児者に関する理解の促進等を図るための広報啓発等を行う。

3 補助基準額等

（1）補助基準額

4,800千円を上限とする予定。

（2）補助率

定額（対象経費の10/10相当）

(3) 補助対象経費

事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、会議費、使用料及び賃借料

【対象経費の具体的な支出内容】

番号	経費の分類	支出内容
1	報酬	<ul style="list-style-type: none">・非正規職員の報酬（賞与は不可） 例：本事業のために嘱託した職員の報酬 （※正規職員の給料・手当等の人件費は補助対象外）・地方公共団体が本事業を実施する場合に附属機関として設置する審査会・審議会等の委員その他の構成員の報酬
2	賃金	一時的に雇用されるアルバイトに対して労働の対価として支払う金銭 （※正規職員の給料・手当等の人件費は補助対象外）
3	共済費	1、2の支払対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
4	諸謝金	<ul style="list-style-type: none">・協議会の構成員に対する謝礼（内部役員・職員に対しては不可）・講師の謝礼
5	旅費	国内の旅行経費
6	需用費（消耗品費及び印刷製本費）	<ul style="list-style-type: none">・各種事務用品、文具の類、収入印紙等その性質が使用することによって消耗され、若しくは毀損しやすいもの又は長期間の保存に適さない物品の購入費（消耗品費）・調査票、成果物等の印刷、製本の経費（印刷製本費）
7	役務費（通信運搬費）	<ul style="list-style-type: none">・郵便料、運搬料
8	会議費	弁当代、お茶、コーヒー等
9	使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">・講演会等の会場借上料 （※パソコン、OA機器等のリース料は補助対象外）

* 事業実施に際しては、収入及び支出状況が判る通帳を適切に管理し、収入及び支出についての証拠書類（契約書、旅費等の領収証）については、事業終了後5年間（2013.4.1～2018.3.31）、実施法人において保存すること。

4 事業採否の決定方法について

(1) 事前審査について

- 次のいずれかに該当する場合は、事務局の事前審査において不採択とする。
 - ア 事業内容が2に定める対象事業と明らかに合致していない場合
 - イ 事業内容が営利を目的とする事業の場合
 - ウ 財務諸表等の会計書類から法人の経営状況に深刻な問題があると判断される場合
 - エ 「8」に定める提出書類が全て提出されていない場合
- また、次のいずれかに該当する場合は、応募書類を受け付けず書類を返却する。
 - ・ 地方公共団体以外の法人格のない団体が応募している場合
 - ・ 複数の団体が連名で応募している場合
 - ・ 「9」の期限を過ぎて提出書類が提出された場合

(2) 選定委員会による審査について

応募のあった事業のうち事前審査において問題がないものについては、①事業実施計画書、②所要額内訳書、③事業の実施体制及び④事業実施スケジュール表のそれぞれについて、選定委員会において総合的に審査を行い、その結果に基づき、予算の範囲内で採否を決定する。

5 応募に当たっての留意事項

(1) 応募主体について

複数の団体が共同して事業を行う場合については、いずれかを代表法人として選定し、当該団体が応募を行うこと。（連名による応募は認めない。）

(2) 採択後の事業の進め方について

- 事業採択後は、厚生労働省障害保健福祉部担当課職員と事前に協議を行ってから開始すること。

(3) 事業終了後に提出する報告書（以下「成果物」という。）について

- 成果物については、以下の構成により作成することとする。

- 事業要旨(分析、考察を含む1～2ページ程度で調査の概要をまとめたもの)
- 事業目的
- 事業の実施内容
- 分析、考察
- 協議会等の実施状況
- 成果の公表実績・計画(実施団体のホームページへの掲載、成果物の配布等)

- 成果物については、とりまとめた事業の成果だけでなく、検討の経過についても詳細な記載を行うよう心掛けること。
- 成果物は15部作成し、厚生労働省に提出すること。なお、成果物は国立国会図書館に納本する予定であること。
- 成果物は、厚生労働省ホームページにおいても公開を予定しているので、紙冊子の他、PDFファイル(1ファイル10MB以内、容量が重い場合は10MBごとに分割すること)をCD-R

等(USBメモリは不可)の電子媒体により提出すること。

* Word、Excel、PowerPoint、一太郎等の原稿ファイルによる提出は不可。

- 採択後は、事業の実施計画及び事業概要について、団体のホームページ等を通じて情報発信を行うこと。

(4) 成果物の事後評価について

事業終了後提出された成果物等を基に、厚生労働省において事後評価を行い、その評価結果については、各団体に個別に通知する予定である。

(5) その他

- 提出期限を過ぎてからの提出書類の追加提出や差し替えは認めない。
- 自治体職員等を対象とした会議において、事業成果を発表してもらう場合があるのであらかじめ承知しておくこと。
- 補助金の支払いは、原則精算払いを予定しているので、あらかじめ承知しておくこと。

6 所要額内訳書の作成に当たっての留意事項

(1) 人件費について

- 団体の理事、取締役等の役員報酬は、補助の対象外とする。
- 本事業に従事する非正規職員及び一時的に雇用される職員(アルバイト)の給与(通勤手当を含む・賞与不可)は、補助の対象であるが、正規職員に係る給料、各種手当等の人件費は、補助の対象外とする。なお、本事業に従事する非正規職員及び一時的に職員を雇用する場合には、雇用を証明できる文書を作成し、保管すること。
- 非正規職員及び一時的に雇用される職員(アルバイト)の人件費の積算は、団体の内規に従って積算すること。(当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。)

(2) 諸謝金について

- 諸謝金の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等まで明記すること。(例：検討委員会 〇,〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇,〇〇〇円)
- 諸謝金の積算は、団体の内規に従って積算すること。(当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。)

(3) 旅費について

- 先進地等の視察を目的とした旅費は、補助の対象外であること。
- 旅費の積算は、事業目的との関連性を明確にするため、回数や人数等をできる限り具体的に記載すること。(例：東京→大阪(新幹線) 〇,〇〇〇円×〇人×〇回=〇〇,〇〇〇円)
- 旅費の積算は、団体の内規に従って積算すること。(当該内規資料は、応募の際に併せて提出すること。)

(4) 使用料及び賃借料について

- 事務所、駐車場等の賃料については、補助の対象外とする。
- OA機器類(パソコン周辺機器、コピー機、机等)のリース料は補助の対象外とする。

(5) その他

- 消耗品費の品目、単価及び個数を明示すること。
(例：コピー用紙 A4用紙〇〇〇枚×〇個 〇〇〇円×〇個=〇,〇〇〇円)
- 備品購入費、光熱水費及びガソリン代等の燃料費は、補助の対象外とする。
- 固定電話・携帯電話に関する経費は補助の対象外とする。
- 所要額内訳書に対象経費として計上しなければ、後に補助対象経費として認められないため、応募の際に漏れなく記入すること。
- 寄付金その他の収入等を充当する経費(補助金を充当しない経費)には、様式記載の際に下線を引くこと。
- 会計検査院の検査の対象にもなることから、本補助金の収入及び支出状況が判る通帳を適切に管理し、収入及び支出に係る証拠書類(契約書、旅費等の領収証)については、事業終了後5年間(2013.4.1~2018.3.31)実施団体において保存すること。

7 補助金執行の適正性確保

- 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定により交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰されることがあるので、適正執行に努めること。
- 補助金の管理及び経理の透明化並びに適正化を図るとともに、団体の事業費等の管理及び経理事務に係る負担の軽減を図る観点から、補助金の管理及び経理事務は、団体の所属機関の長に必ず委任すること。(委任状と承諾書のコピーを提出すること。)
- 他の経費(団体の経常的経費又は他の補助金等)に補助金を加算して、1個又は1組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできない。
- 本事業について、補助金を他事業に流用する等の不正事実が判明した場合には、当該団体及び不正行為を行った者が属する団体については、最長5年間、本事業の応募を認めない措置をとること。
- 事業の収支報告等の事業実績報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表する場合があること。
- 事業の執行状況及び経理状況を調査するため、事業の実施中又は終了後に厚生労働省職員による現地調査を行う場合があること。
- 事業実績報告には、団体の監事等による本事業の監査結果報告書を添付すること。

(参考)

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(抜粋)

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

8 提出書類（※提出にあたっては、全てA4用紙片面印刷によること。）

- (1) 重症心身障害児者の地域生活モデル事業
- 平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の応募について（別紙1）
 - 事業実施計画書（別紙2）
 - 所要額内訳書（別紙3）
 - 事業実施スケジュール表（別紙4）
 - 人件費、報償費及び旅費の支給基準（法人の内規）（様式なし）
- (2) 団体の概要、活動状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】
- 定款又は寄附行為（様式なし）
 - 役員名簿（別紙5）
 - 団体の概況書（別紙6）
 - 理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書
→ 冊子による提出は不可。（分量が多い場合は、法人の事業実績等を記した主要部分の抜粋のみで可。）
- (3) 団体の経理状況に係る次の書類 【地方公共団体は提出不要】
- 平成23年度収入支出予算（見込）書抄本（様式なし）
 - 理事会等で承認を得た直近の財務諸表（貸借対照表、収支計算書、財産目録）、監事等による監査結果報告書（様式なし）

上記様式の電子媒体については、当省ホームページよりダウンロードすること

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/index.html>

9 提出期限

平成24年5月25日（金）（持参の場合は、午後5時まで）

※ 地理的条件によっては、持参が困難な場合もあることから、郵送による場合は当日消印有効とする。

※ 提出期限を超過して届いた提出書類については、受け付けないので、締め切りの厳守について、特に留意すること。

10 提出方法

- (1) 提出書類の送付先は、次のとおりとする。

<提出書類の送付先>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

地域移行・障害児支援室 障害児支援係

(2) 提出書類のうち、

- ① 平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業の応募について（別紙1）
- ② 事業実施計画書（別紙2）
- ③ 所要額内訳書（別紙3）
- ④ 事業実施スケジュール表（別紙4）

については、書類の提出と併せて電子媒体を下記アドレスにメールにて送付すること。
（送付する際はメールの件名に必ず「【法人名】平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業」と入れること。）

なお、当該メールが「9」の提出期限までに届いたとしても、提出書類が郵送等で届いていない場合には、提出書類を受け付けないので、留意すること。

(3) 市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）の提出書類の提出は、都道府県を經由せず、直接厚生労働省に送付すること。

<電子媒体送付先アドレス>

shougaijishien@mhlw.go.jp

11 問い合わせ先

○ 事業全般、事務手続に関すること

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域移行・障害児支援室障害児支援係

電話 代表：03-5253-1111（内線3037）

直通：03-3595-2411

<資料 2 >

平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業検討委員会設置要綱

1 目的

重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、総合的な地域支援体制を整備し、地域生活支援の向上を図ることを目的として実施される「平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業」について、課題及び先駆的な取組を評価し、全国展開をする上での具体的方策を検討するために「平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の事務

- ① モデル事業の適切な遂行に資するための指導・助言に関すること。
- ② モデル事業の事業実績の評価及びモデル事業の成果を踏まえた全国展開に関すること。
- ③ その他モデル事業の実施にあたり、検討委員会において必要と認めた事項

3 構成等

- ① 検討委員会は、地域において重症心身障害児（者）支援に携わる関係団体等から構成する。（別紙）
- ② 検討委員会に座長をおき、委員の互選によってこれを定める。座長は検討委員会の会務を総理する。

4 検討委員会開催

- (1) 検討委員会は、実施団体の決定後、座長が必要に応じて招集するものとする。
- (2) 座長は、必要に応じて意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

5 その他

検討委員会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室において行う。

(別紙)

検討委員会委員名簿

構成員名		所 属
1	岩城 節子	全国重症心身障害児（者）を守る会 理事
2	大塚 晃	上智大学 総合人間科学部社会福祉学科 教授
3	杉野 学	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 会長
4	田村 和宏	全国重症心身障害児者通園事業施設協議会 幹事長
5	田村 正徳	埼玉医科大学総合医療センター小児科 教授
6	中川 義信	国立病院機構 香川小児病院 院長
7	平元 東	日本重症児福祉協会 理事
8	福岡 寿	日本相談支援専門員協会 副代表
9	宮田 広善	全国児童発達支援協議会 副会長
10	吉野 朝子	cocobaby訪問看護ステーション 所長
11	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長

(敬称略、五十音順)

<資料 3 >

平成24年度重症心身障害児者の地域生活モデル事業

実施団体名簿

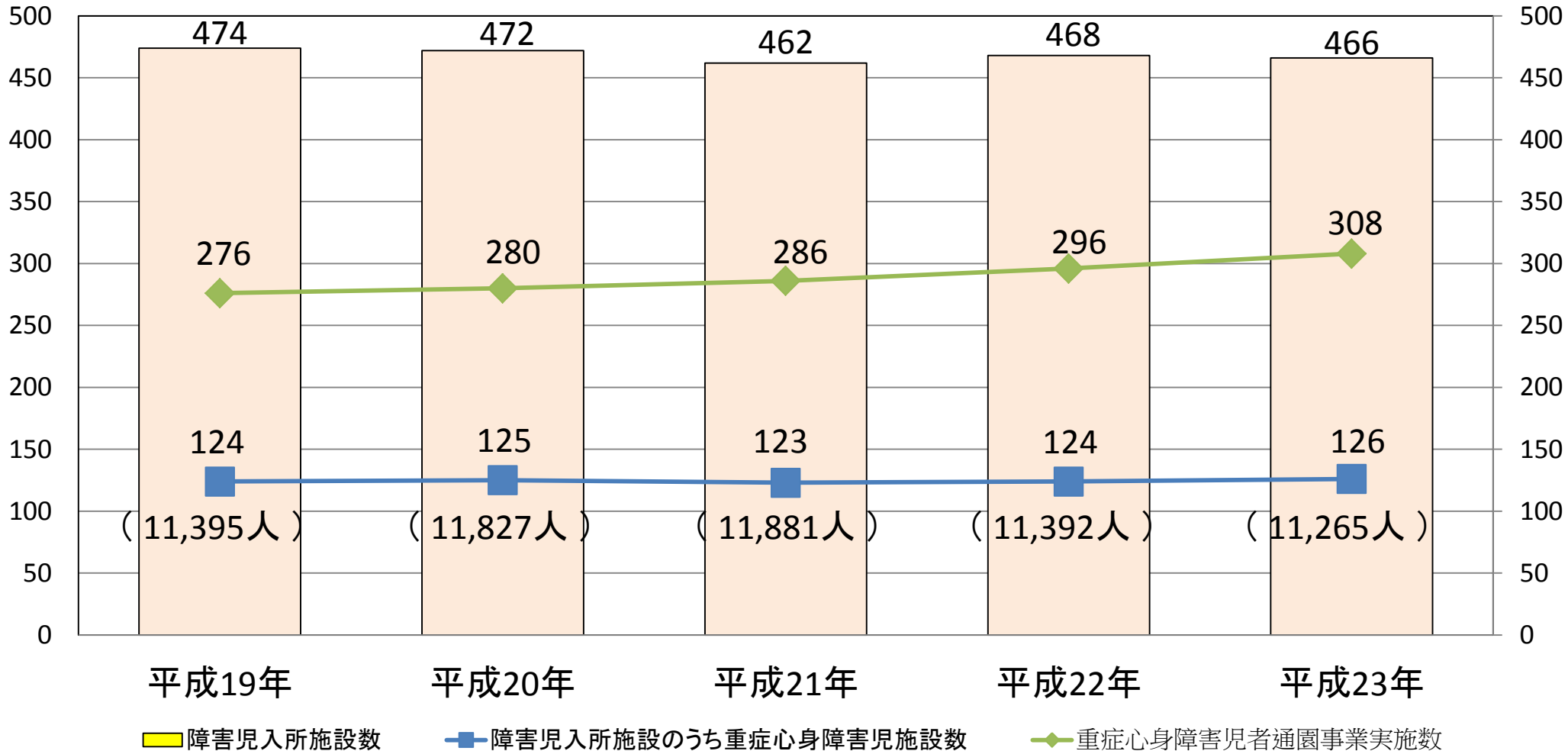
法人名	施設名	所在地	代表者名
社会福祉法人 北海道療育園	医療型障害児入所施設 北海道療育園	北海道旭川市春光台4条1 0丁目	江口 武
独立行政法人 国立病院機構	下志津病院	千葉県四街道市鹿渡934 -5	末石 眞
社会福祉法人 全国重症心身 障害児(者)を 守る会	あけぼの学園(児童発 達支援事業・生活介護 事業)及び重症心身障 害児療育相談センタ ー	東京都世田谷区三宿2-3 0-9	北浦 雅子
社会福祉法人 甲山福祉セン ター	西宮すなご医療福祉 センター	西宮市武庫川町2-9	村田 良輔
特定非営利活 動法人久留米 市介護福祉サ ービス事業者 協議会		久留米市日吉町115	柄澤 秀一

<参考資料>

重症心身障害児施設・通園事業等の施設数の推移

障害児入所施設数

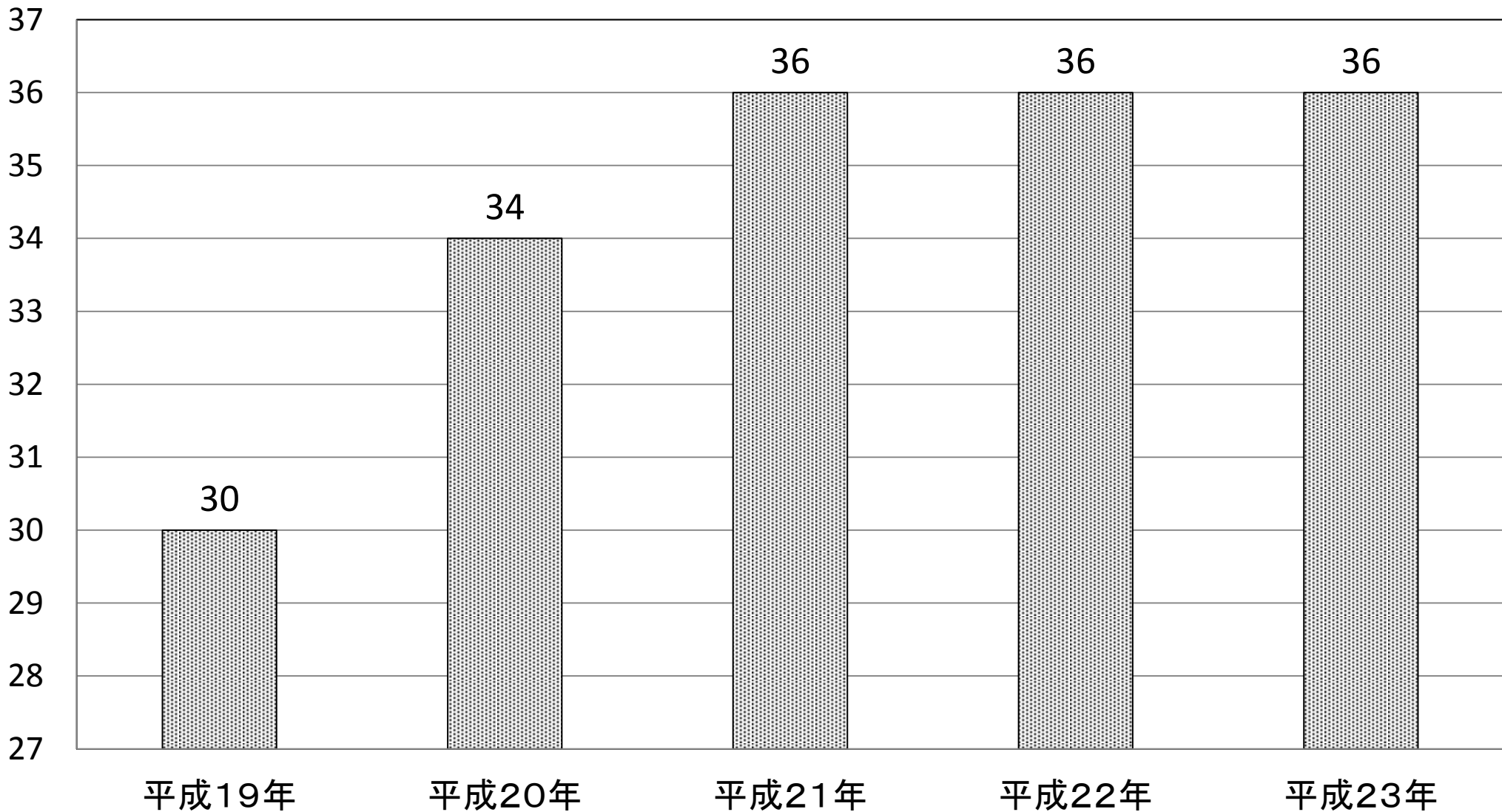
重症心身障害児者通園事業実施数



(出典等)

- ※1 障害児入所施設数は、社会福祉施設等調査による毎年10月1日現在の施設数。(平成20年まで)
- ※2 障害児入所施設数(平成21~23年)及び重症心身障害児者通園事業実施数は、障害福祉課調べ。
- ※3 独立行政法人国立病院機構等における重心病棟は74か所。(平成23年4月1日現在)
- ※4 重症心身障害児施設数の下の()書きの人数については、重症心身障害児施設利用者数。

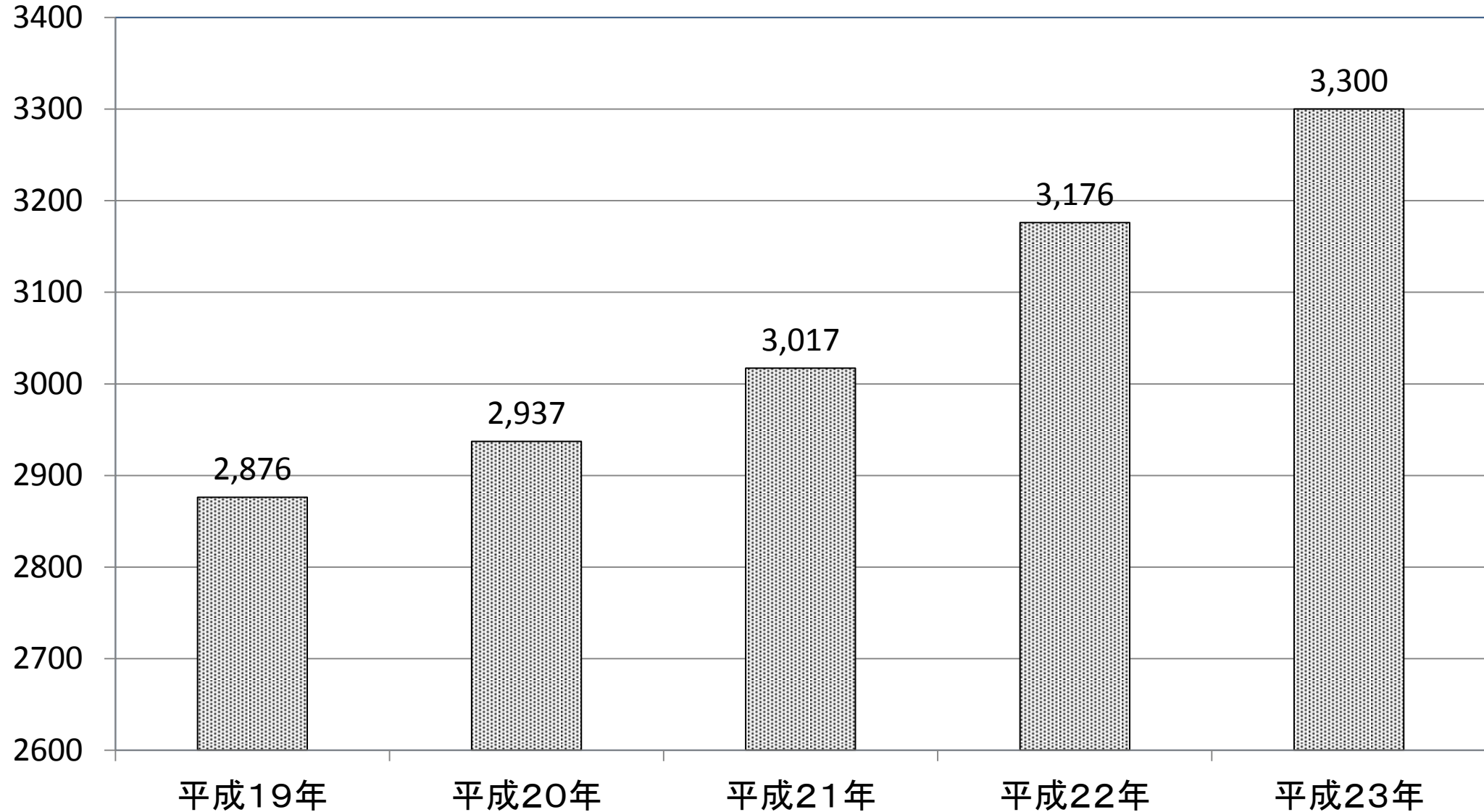
療養介護事業所数の推移



(出典)

※事業所数は、国保連データによる毎年11月の事業所数。

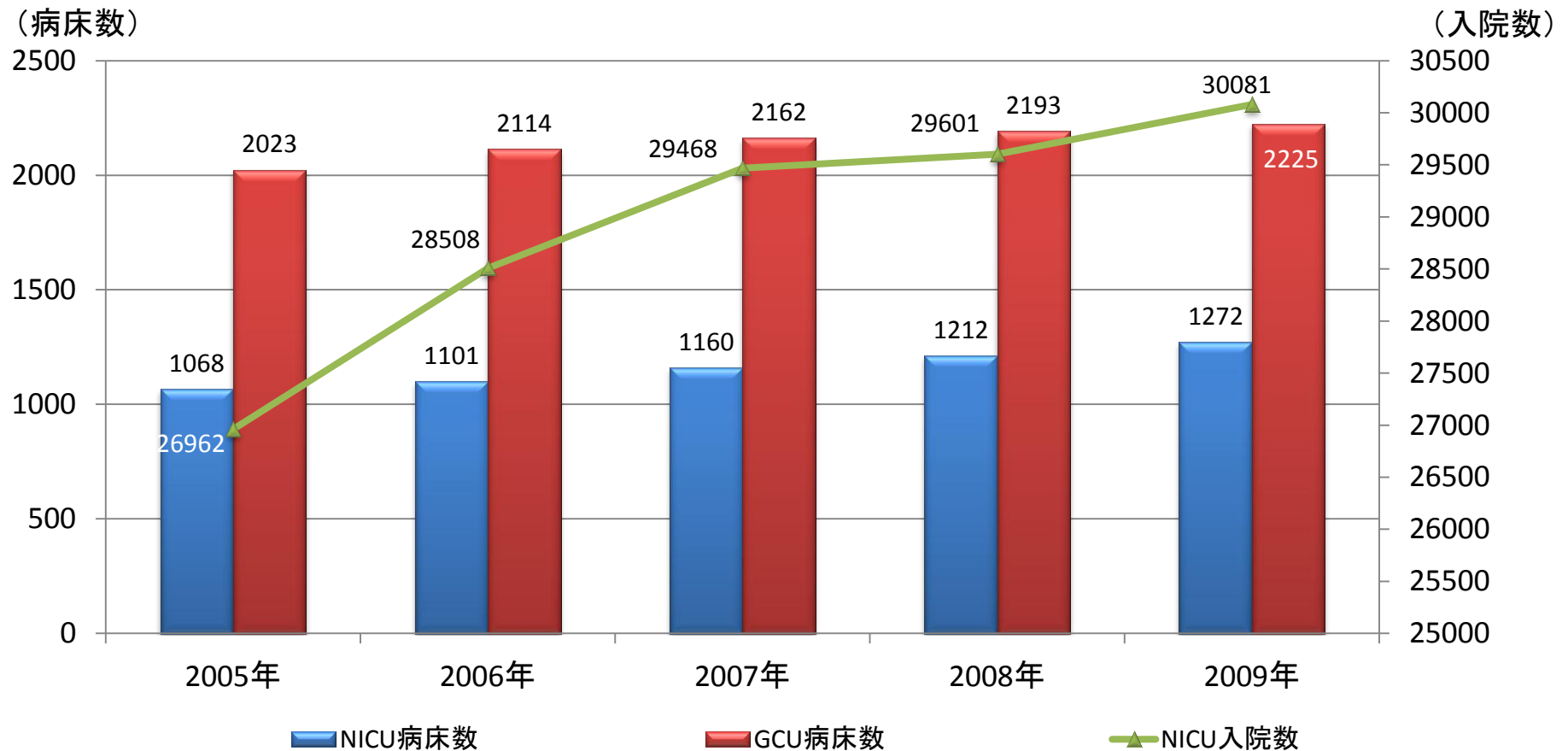
短期入所事業所数の推移



(出典)

※事業所数は、国保連データによる毎年11月の事業所数。

NICU・GCUの病床数・NICU入院数の変化

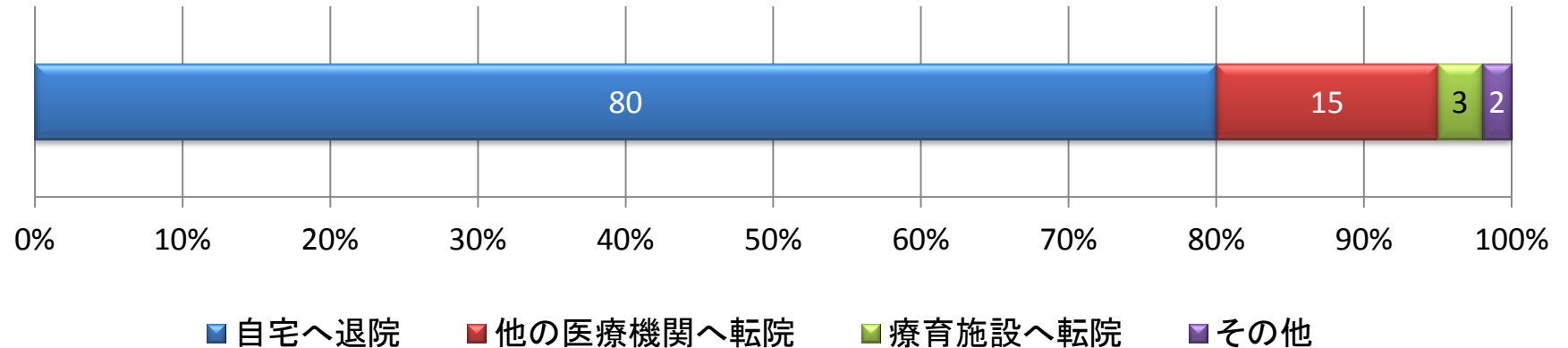


(2011年2月21日集計)

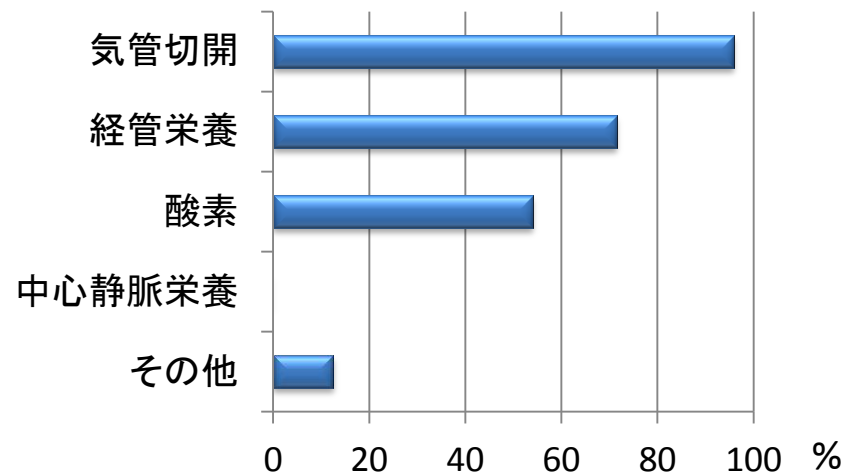
平成22年度「重症新生児に対する療養・療育環境の拡充に関する総合研究」
によるアンケート調査結果

人工呼吸管理を必要として1年以内に退院した児の退院先

○自宅へ退院する児が80%であった。



退院時に必要とした医療的ケア



障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 (市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案) サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し (18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行

障害児支援の強化～今回の改正のポイント～

- 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

■ 障害児施設の一元化

従来の障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援(児童発達支等)」、入所による支援を「障害児入所支援(障害児入所施設)」にそれぞれ一元化

■ 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

■ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

■ 在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

* 現に入所していた者が退所させられないようにする。

障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

児童発達支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業については、「児童発達支援」に一元化し、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようにする。
- 児童発達支援には、従来の事業形態等を踏まえて、①児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センター、②その他の児童発達支援事業の2類型。

1. 各障害別から3障害対応

- ・身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
* 手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・障害特性へのきめ細かい配慮を行いつつ、様々な障害を受け入れ通所支援を提供
* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

2. 地域支援体制の強化

(1) 児童発達支援センター

- ◆ 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、
 - ①地域にいる障害児や家族への支援、
 - ②地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施
- ◆ 関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化

(2) 児童発達支援事業

- ◇ 専ら通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場として位置づけ
- ◇ 児童発達支援センターよりも緩やかな実施基準とし、児童発達支援事業の設置を促進
- ◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー（児童発達支援センターからの支援等により質も向上）

3. 小規模ニーズへの対応

利用定員を10人以上

（* 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所の場合は5人以上（重症心身障害児者通園事業からの移行を想定。））

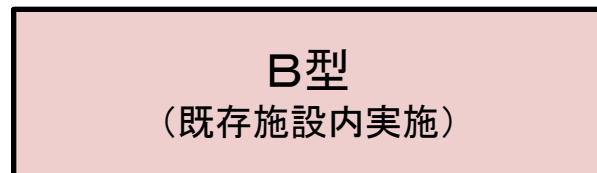
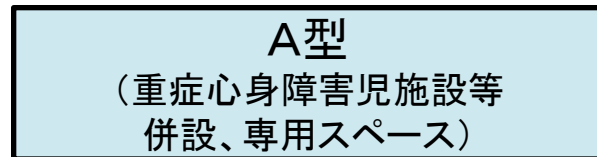
児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の概要

【考え方】

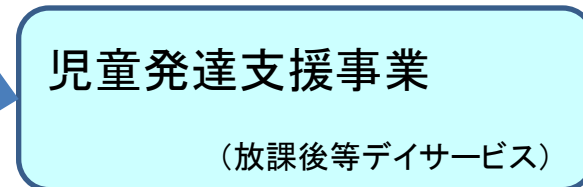
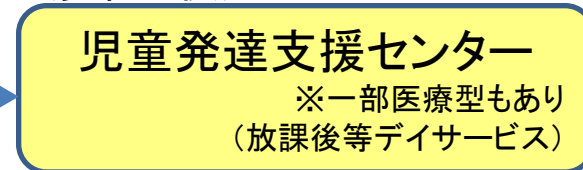
- 重症心身障害児(者)通園事業の形態として、重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)と既存施設内実施型(B型)があるが、
 - 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)の移行先として、児童発達支援事業を基本とするが、児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合には、児童発達支援センターを選択することが可能。
 - 既存施設内実施型(B型)は、児童発達支援事業へ移行
 - ※就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービス。
- 医療機関で実施している場合は、医療型児童発達支援センターの基準を満たすことができる場合は、医療型児童発達支援センターを選択して移行可能。

(見直し前)

重症心身障害児(者)通園事業



(見直し後)



重症心身障害児(者)通園事業の法定化

- 今般の児童福祉法の改正により、従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児(者)通園事業」については、「児童発達支援」として法定化。
- また、重心通園事業は、18歳以上の障害者も利用していることから、引き続き支援を提供するためには、併せて障害福祉サービス(生活介護)の指定をとることが必要。
- そのため、法定化に当たっては、円滑な移行を考慮し、
①小規模な実施形態に配慮、②児者一体的な支援を継続できるよう特例措置
* 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。

【見直し前】

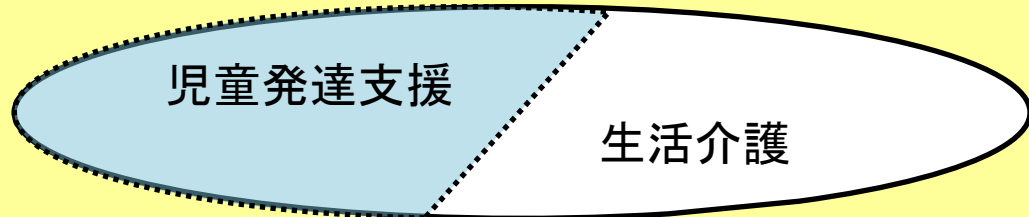
重症心身障害児(者)通園事業

- ①重症心身障害児施設等併設・専用スペース型(A型)
定員15人
- ②既存施設内実施型(B型)
定員5人を標準

* 重症心身障害児・者が利用

法定化

■ 児童発達支援と生活介護を一体的に実施することが可能



- ①従来の多機能型事業所による実施、又は小規模な実態を考慮し、②児童発達支援と生活介護の指定を同時に受ける特例措置(*)により実施。

- * ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能
- * 児童発達支援の最低定員を5人以上と設定。生活介護も5人以上で実施可能。

児者一体的な支援を継続

放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

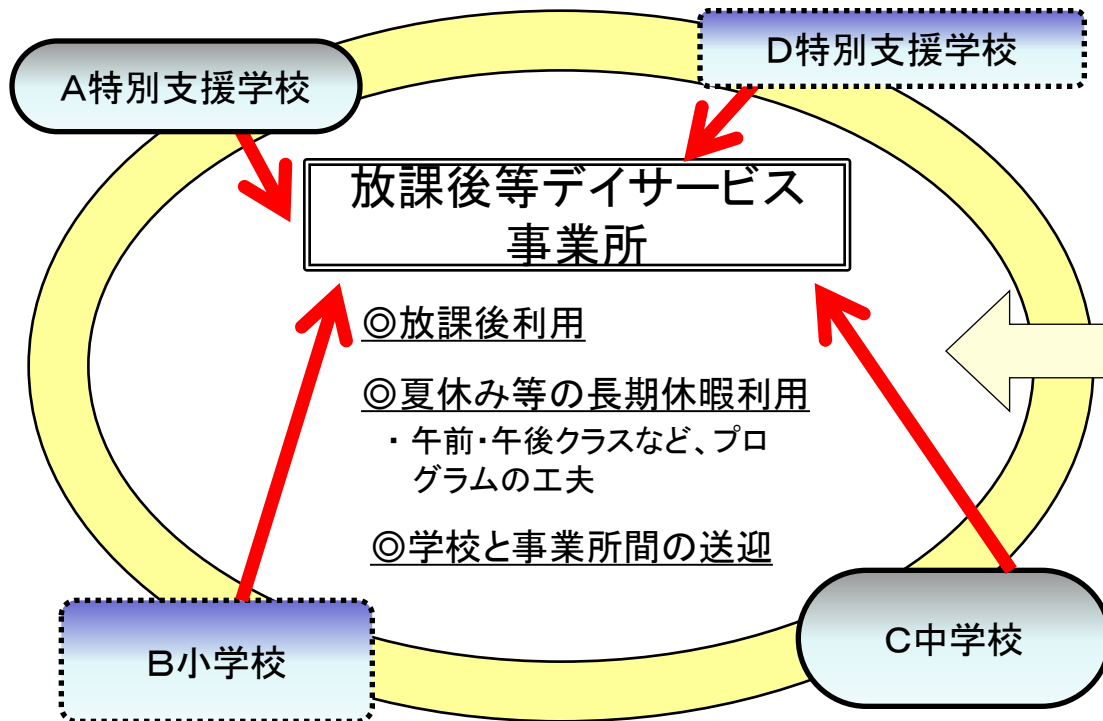
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上
※児童デイサービスからの移行を考慮



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

保育所等訪問支援の概要

○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

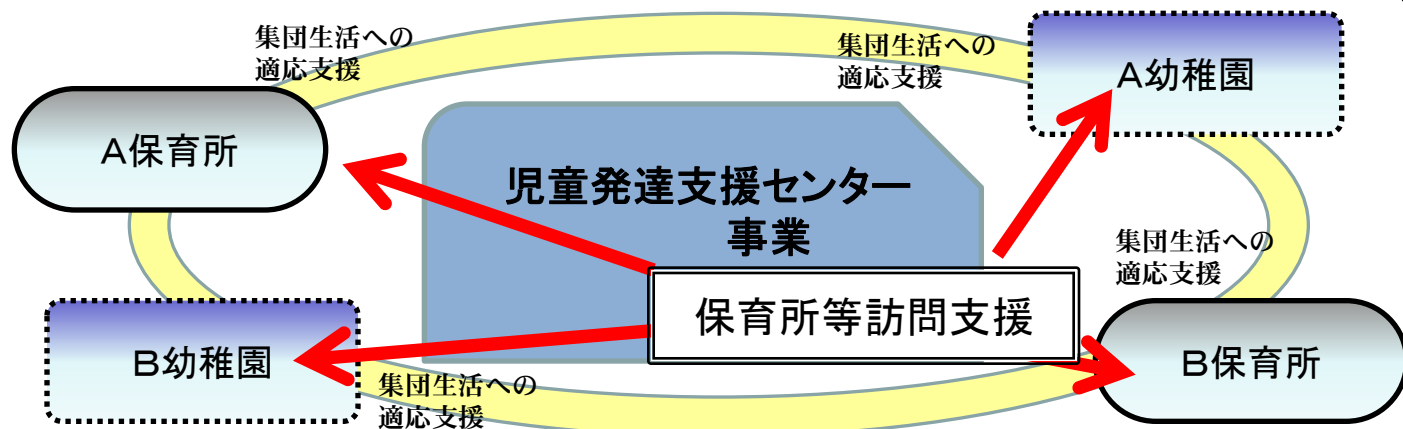
○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

- * 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
- * 発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
〔①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)〕
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

障害児入所支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児入所施設については、「障害児入所施設」として一元化し、重複障害等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。
- 障害児入所施設には、従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

1. 各障害別から3障害対応

- ・ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
 - * 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
 - * 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

2. 様々な障害や重複障害等への対応

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

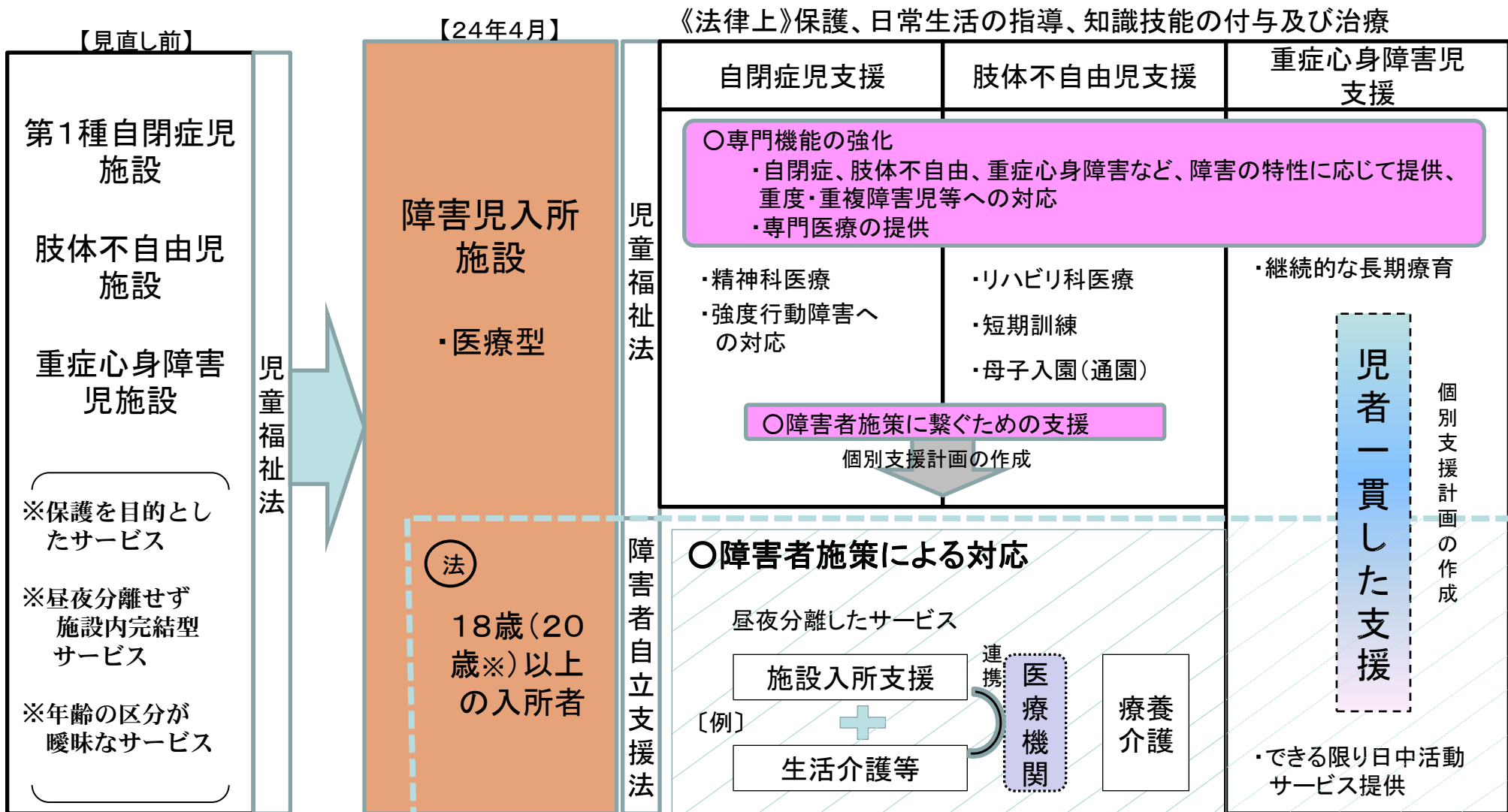
- ◆ 従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供（医療型は、このほか医療を提供）
- ◆ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者自立支援法の障害福祉サービス）で対応することとなることを踏まえ、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供。
 - * 重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続が可能

3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応

- ・ 障害者自立支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。
 - * 障害福祉サービスの指定を受ける。現に入所していた者が退所させられないようにするため、指定に当たっての特例措置を講ずる。
 - * ただし、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することが可能。

○ 医療型障害児入所施設のあり方について

医療型障害児入所施設においては、専門医療と福祉が併せて提供されている現行の形態を踏まえ、専門性を維持するか、又は複数の機能を併せ持つことも可。また、支援内容について、障害者施策に繋げる観点から見直し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。



(※)支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認められるとき

※専門性を維持、又は複数の機能を有することも可

○重症心身障害児施設の対応

- 重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、同様に障害福祉サービス(療養介護)により対応することとなるが、重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましいことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いも可能。

■ 医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施することが可能

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。

＜一体的な事業運営＞

医療型障害児入所施設
(児童福祉法)

療養介護
(障害者自立支援法)

- ①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可
※障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能

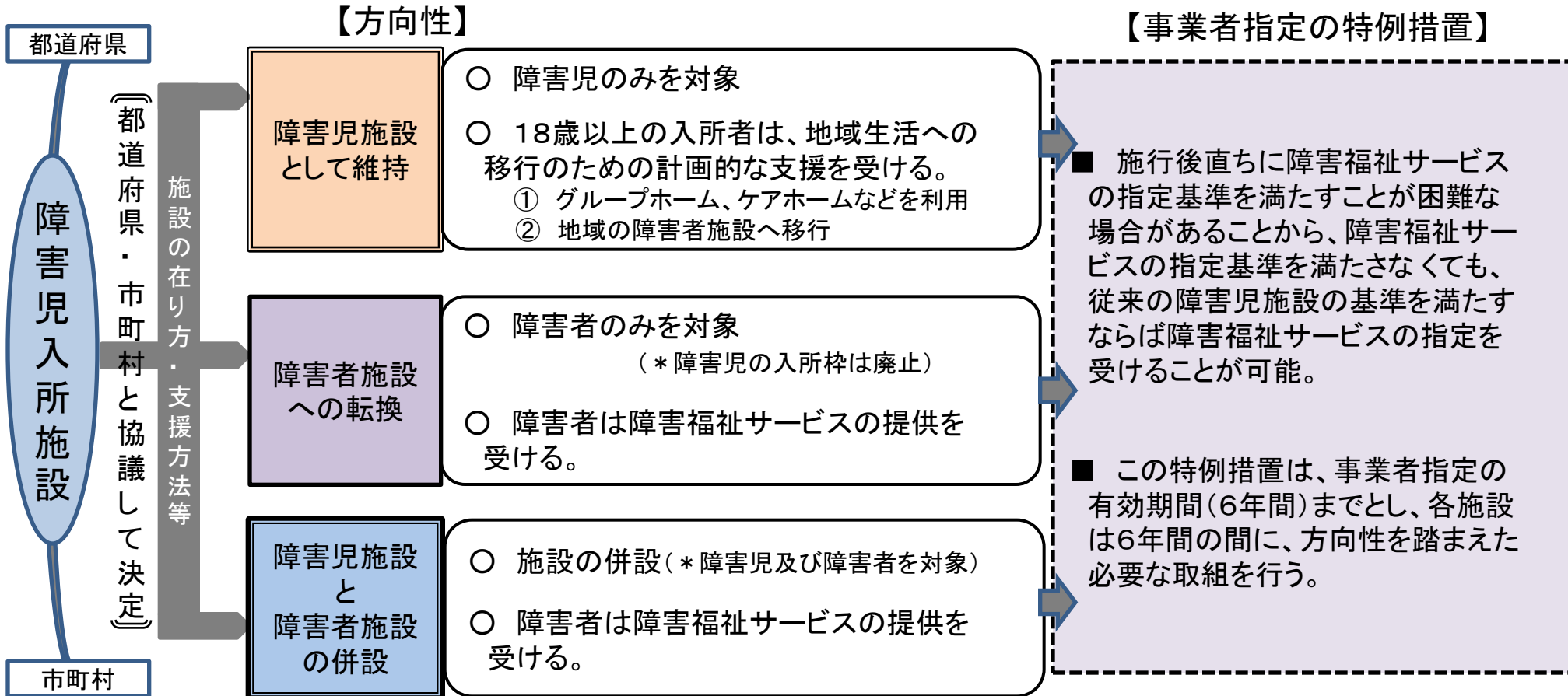
児者一貫した支援の確保

(※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力。
また、重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応することが望まれる。

18歳以上の障害児施設入所者への対応

- 18歳以上の入所者がいる障害児施設は、「障害児施設として維持」、「障害者施設への転換」、「障害児施設と障害者施設の併設」の3タイプから施設の方向性を選択。
- 入所者が退所させられることがないよう、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、指定に当たっての特例措置を講ずる。

* 利用者には、支給決定に当たって、本人の申出により障害程度区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置がある。



事 務 連 絡
平成 2 4 年 4 月 3 日

各 { 都道府県 } 障害福祉主管課 御中
{ 指定都市 } 介護保険主管課
{ 中核市 }

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局老人保健課

児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を
介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて

在宅で暮らす重症心身障害児・者が、身近な地域で日中安心・安全に過ごす場を確保
することは喫緊の課題です。

このため、これまで補助事業として実施されてきた「重症心身障害児（者）通園事業」
について、平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における
検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支
援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号）により、障害者
自立支援法及び児童福祉法の一部を改正（以下「改正法」という。）し、本年 4 月から
児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援又は放課後等デイサービス）又は障
害者自立支援法に基づく生活介護（以下「主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達
支援等」という。）として法定事業となりましたが、さらに、医療的ニーズの高い重症
心身障害児・者の受入の促進を図る観点から、今般、介護保険法令に基づく療養通所介
護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場
合の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、ご留意の上遺漏のないようお願い
するとともに、障害福祉主管課及び介護保険主管課が連携を密にして医療的ニーズの高
い在宅重症心身障害児・者のサービス基盤の整備に努めていただきますようお願いしま
す。

なお、各都道府県においては、貴管内市町村に周知を図るようご配慮願います。

記

1 主旨

療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援
等を実施する場合の取扱いを示し、医療的ニーズの高い重症心身障害児・者の地域
での受入を促進し、QOLの向上及び介護者等のレスパイトを推進する。

2 指定基準（別添参照）

（1）利用定員

療養通所介護事業所が定める利用定員内で、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員（5人以上）を定めることができる。ただし、療養通所介護事業所の職員配置とは別に主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等に必要な職員を確保する場合は、その限りではない。

なお、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用人数が定員を満たさない場合は、療養通所介護事業所の定員を上限として要介護者を受け入れることができる。

以下、療養通所介護事業所の利用定員内で実施する場合についての取扱についてお示しする。

（2）人員に関する基準

療養通所介護事業の基準を満たす従業者のうち（療養通所介護事業と主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用者の合計数に対して1.5：1の配置が必要）、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の基準の要件を満たす従業者を確保していることが必要である。

また、従業者とは別に管理者及び児童発達支援管理責任者を確保していることが必要である。管理者が児童発達支援管理責任者を兼務することは差し支えないが、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの認可を受け実施する場合は、児童発達支援管理責任者専任加算は算定できない。一方、児童発達支援センターでない事業所の場合は、兼務であっても専任加算は算定できる。

（3）設備に関する基準

主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等に係る設備については、利用者の支援に支障がなければ、療養通所介護事業の設備と兼用することが可能である。

3 報酬

児童福祉法に基づく報酬の算定にあたっては、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員区分で算定すること。

4 具体的な例

定員9名の療養通所介護事業所において、定員5名の主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援を行う場合、療養通所介護に必要な職員6名のうち、看護師、児童指導員又は保育士及び機能訓練担当職員（理学療法士又は作業療法士でなくても可。）がそれぞれ1名以上配置していれば、児童福祉法の指定は可能である。

また、併せて生活介護の事業を一体的に行う場合は、看護職員（保健師又は看護

師若しくは准看護師をいう。)、生活支援員及び理学療法士又は作業療法士(機能訓練を行う場合に限る。)をそれぞれ1名以上配置することが必要であるが、児童発達支援に係る従業者と兼務であっても差し支えない。

上記従業者の他、管理者及び児童発達支援管理責任者(一体的に行う生活介護の場合にあってはサービス管理責任者となる。児童発達支援管理責任者と兼務しても差し支えない。)の配置が別途必要である。なお、管理者が児童発達支援管理者を兼務しても差し支えない。

児童福祉法又は障害者自立支援法の報酬を算定する際の定員規模については、障害児の場合には主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の定員5名の区分を、障害者の場合は生活介護の定員20名以内の区分を適用する。また、事業所が児童福祉法に基づく児童発達支援センターの認可を受けなければ、管理者が児童発達支援管理責任者を兼務しても、児童発達支援管理責任者専任配置加算は算定できる。

なお、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等の利用人数が5名以下の場合には、療養通所介護事業の定員9名を超えない範囲で要介護者4名以上を受け入れることが可能である。

本件連絡先

【障害福祉関係】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室
障害児支援係
(電話) 03-5253-1111(内線 3037)

【介護保険関係】

厚生労働省老健局省老人保健課
看護係
(電話) 03-5253-1111(内線 3962)

(別添)

「療養通所介護」と「主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等」の指定基準の概要

項 目	療養通所介護	主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等		
		主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援・放課後等デイサービス	主に重症心身障害者を通わせる生活介護事業	
定 員	9名以下 (H24.4～) (最大利用可能人数であり、職員配置を求める定員ではない)	5名以上 (左記定員のうち上記定員を設定可能) (上記定員に満たない場合は、左記定員を上限として要介護者の受入が可能)		
人 員 配 置	管 理 者	1名 (看護師：兼務可)	1名 (左記との兼務可)	
	嘱 託 医	—	1名 (特に要件なし)	
	従 業 者	看護師又は介護職員 (利用人数に応じて1.5:1の職員を配置) (定員内で利用者外の者を受け入れる場合、利用者合計数に応じて1.5:1を満たす配置が必要)	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導員又は保育士1以上 看護師1以上 機能訓練担当職員1以上 提供時間帯を通じて配置	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援員 看護職員 理学療法士又は作業療法士 (実施する場合) 上記職員の総数は、障害程度区分毎に規定 (例：平均区分5以上の場合、3:1) (左記と一体的に配置することが可能)
	支援管理責任者	—	児童発達支援管理責任者1名 (管理職との兼務可能。専任加算あり)	サービス管理責任者1名 (管理者及び左記との兼務可能)
設 備	<ul style="list-style-type: none"> 専用部屋 (6.4 m²/人) 必要な設備 (兼用可) 	指導訓練室の他、必要な設備 (左記と兼用可)		

※ 主に重症心身障害児・者を通わせる場合、児童発達支援及び放課後等デイサービス、生活介護を一体的に運営することが可能。

※ 主に重症心身障害児・者を通わせる場合、療養通所介護事業の人員基準に規定のない「児童指導員又は保育士」と「児童発達支援管理責任者」又は「サービス管理責任者」の配置が必要。「児童発達支援管理者」又は「サービス管理責任者」は、管理者との兼務が可能。

※ 「機能訓練担当職員」は理学療法士又は作業療法士でなくても可能。「生活支援員」は特に資格要件なし。